

ケアプランさわやか愛知
指定居宅介護支援事業所運営規程

第1条（事業の目的）

ケアプランさわやか愛知（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者の不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努める。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 ケアプランさわやか愛知
- ② 所在地 大府市共栄町二丁目418番地の2

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

- ① 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 介護支援専門員 3名（内 1名 管理者と兼務）
常勤職員 3名

第5条（営業日及び営業時間）

- ① 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

第6条（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場

合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 利用者からの相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内及び利用者の居宅 |
| ② 使用する課題分析票の種類 | 全社協アセスメント方式 |
| ③ サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内及び利用者の居宅 |
| ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回 |
| ⑤ モニタリングの結果記録 | 1ヶ月に1回 |

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、大府市、東海市、東浦町、知多市、豊明市、刈谷市、名古屋市とする。

第8条（衛生管理等）

事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第9条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条（苦情処理）

事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは

は照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 11 条（個人情報の保護）

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第 12 条（虐待の防止）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- 2 事業所における虐待の防止のために指針を整備するものとする。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

第 13 条 （業務継続計画の策定）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るために計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 14 条 （ハラスメント対策の強化）

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたも

のにより介護支援専門員の就業環境が害されるのを防止するための方針を明確化等必要な措置を講じる。

第15条（身体拘束等の適正化）

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第16条（その他運営についての留意事項）

事業所は、介護支援専門員の質的向上を図ることを目的とする研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所理事会の協議に基づいて定めるものとする。

<附 則>

この規程は、

平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年10月 1日に改定する。

平成14年 5月 1日に改定する。

平成15年 7月 1日に改定する。

平成16年 1月 1日に改定する。

平成16年 7月 1日に改定する。

平成18年 4月 1日に改定する。

平成18年 8月 1日に改定する。

平成18年 9月 1日に改定する。

平成20年 9月 2日に改定する。

平成21年 4月 1日に改定する。

平成21年11月 1日に改定する。

平成23年 9月 1日に改定する。

平成24年 4月 1日に改定する。

平成24年 9月 1日に改定する。

平成25年 4月 1日に改定する。

平成26年 4月 7日に改定する。

平成27年 4月 1日に改正する。

平成29年 4月 1日に改正する。

平成31年 4月 1日に改正する。

令和 元年10月15日に改正する。

令和 元年 7月 1日に改正する。

令和 2年 9月 1日に改正する。

令和 4年 8月 1日に改正する。

令和 5年12月 1日に改正する。

令和 6年 6月 1日に改正する。

令和 7年 9月 1日に改定する。